

# 労務費の4割、ダンプ損料の6割が、元請・中間業者にピンハネされています

ダンプ1日1台あたり

	積算単価	ダンプがもらっている単価	
燃料代 (76ℓ)	9500円	9500円	100%
ダンプ損料	22320円	10030円	45%
労務費	18900円	12000円	63.5%
タイヤ代	1463円	1463円	100%
雑費(まるめ)	7円	7円	
合計	52190円/日	33000円	63.2%

元下関係の中で、約20000円/日がピンハネされています

ダンプがもらえるはずの積算直工費  
は、5万円以上です。しかし、貰つて  
いる単価は3万3千円です。

国や神奈川県では、建設職人の健全な育成  
を図る為に、社会保険未加入対策を強化し、  
さらに積算労務費を大幅に引き上げました。  
しかし、私たち全国唯一のダンプの労働組  
合「建交労全国ダンプ部会」の調査では、ダ  
ンプ単価の引き上げは、ほとんどされておら  
ず、労務費の4割、ダンプ損料の6割が、元  
請・中間下請けにピンハネされていることが  
わかりました。つまり、本来直接ダンプに支  
われるべき積算単価が搾取され、赤字の穴埋  
めなど、目的外に使用されています。

毎年私たちは神奈川県に、単価改善を要  
求していますが、ダンプ労働者の労務費  
調査を依頼しても、国と歩調を合わせるだ  
けで、独自の調査を行おうとしません。こ  
の姿勢は「民民契約には介入できない」か  
ら面倒なことにはフタをしていくとしか  
見えません。県民の税金で行われる発注工  
事で、労働者の実態や交通事故の多発を問  
題視しながらも、調査すらしないのは、ま  
さに「無責任」であり、「不作為」です。

## 公契約条例制定・交通安全団体の使 用促進強化が、改善への近道

この問題を直視し、川崎市・相模原市・  
厚木市では「公契約条例」を制定し、公共  
工事で働く労働者の最低単価を条例で決  
めています。しかし県は、未だ未制定です。  
また、ダンプ規制法に基づく、交通安全  
団体のダンプの優先使用についても、国の  
指導事項と比べ、非常に温度差があり、元  
請業者による「使用促進拒否」の回答の逃  
げ道を与えてしまっています。早急に公契  
約条例制定と併せて「現場説明書」を国と  
同じ文書に改定し使用促進強化を図るべ  
きです。

元請任せでは、単価は改善しない

## 公契約条例・使用促進で改善を

発注者の決まり文句  
「民民契約に介入できない」

国交省の「指導事項」と神奈川県の「現場説明書」  
の温度差が指導拒否の逃げ道をつくっています

国交省

「ダンプ規制法の目的に鑑み、法第12条に規定する  
団体等の設置状況を踏まえ、同団体等への加入者の  
使用を促進すること」

神奈川県

「ダンプ規制法を遵守し、同法第12条に規定する交  
通事故の防止を図るための措置等の事項について取  
り組んでいる者の使用の促進に努めて下さい」

**CTG  
建交労神奈川ダンプ支部**

2015年01月05日

全日本建設交運一般労働組合  
神奈川ダンプ支部

TEL 045-662-2340